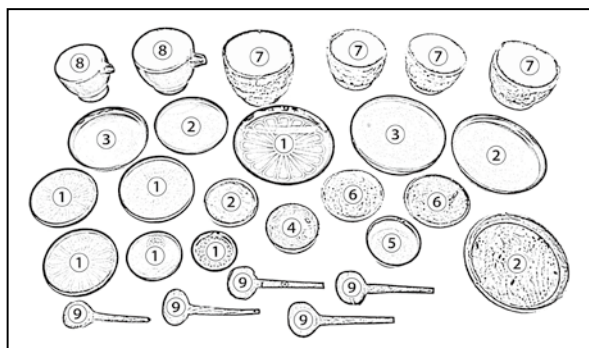


追加指定の文化財

朽木の木地屋の製品



《追加指定された木地屋製品》



- ①菊盆
- ②丸盆
- ③丸膳
- ④木地椀
- ⑤鉢
- ⑥粉すくい鉢
- ⑦木地鉢
- ⑧片口銚子
- ⑨杓子

滋賀県教育委員会は、滋賀県文化財保護審議会の答申を受け、今年1月17日、「朽木の木地屋用具と製品」117点（昭和59年県指定）に加え、27点の木地屋製品を県指定有形民俗文化財として追加指定しました。

内訳は、地元で「菊盆」と称される16弁の菊花を描いた朽木盆6点、丸盆4点、丸膳2点、木地椀1点、鉢1点、粉すくい鉢2点、木地鉢4点、祭礼などで酒を注ぐ片口銚子2点、杓子5点で、いずれも昭和59年以降に朽木資料館や高島市教育委員会が収集・寄贈を受けたものです。

製作年代については、近世の中期から近代のもですが、木地鉢に「寛保元年」（1741年）の墨書紀年銘があるものが3点あり、製作年代を特定することができます。貴重な資料といえます。

木地屋製品は、生活様式の変化

により現在ではほとんど使用されなくなり、文化財として収集されることもなく廃棄され、近年は資料収集することが困難となりつつあります。朽木の木地屋製品は、この地域の特色を示す貴重な文化財としてこれからも収集につとめ、保存・公開していきたいと考えています。

朽木資料館ではこれらの資料を企画展「滋賀県有形民俗文化財追加指定記念「朽木の木地屋用具と製品」として5月25日まで展示しています。

文化財課

☎(32) 4467

編集感

今年度で高島市は市制10周年を迎えます。この10年いろいろな事があり長くも早くも感じます。今号は、決定した10周年記念事業のロゴマークとキャッチフレーズをお知らせしています。いずれも良い作品ばかりで審査も難航したのではと思います。たくさんのご応募ありがとうございました。また、10周年記念事業や、高島の歩みを振り返る記事「振り返れば高島」も掲載。この機会に、自分の10年を振り返ってみるのもよいかもかもしれませんね。(S)



広報たかしま

平成26年

4

月号

No.171

発行▼高島市

編集▼政策部企画広報課

〒500-1000 滋賀県高島市新旭町北畑ののの番地

☎0740(25) 8000(代)

http://www.city.takashima.lg.jp
t:info@city.takashima.lg.jp

